

特許出願サービスの流れ

淵上弁理士事務所

依頼者

1. 問い合わせ段階

① お問い合わせ

② 回答

以下の項目に関する簡単なガイダンス
・本サービスの内容について
・委任契約の締結について
・ご用意いただく資料について

委任契約書の締結

③ サービス利用料の支払い

2. 出願準備段階

④ 出願書面の作成

特許願の作成に着手します。
必要に応じて依頼者にヒアリングすることがあります。

⑤ 発明提案書の提出

当社が用意する提案書に発明の概要を
記入していただきます。

⑥ 出願書面の確認

弁理士が作成した特許願の内容確認をお願いします。
依頼者の指摘に応じて意匠登録願の訂正・修正を行います。

3. 出願段階

⑦ 特許出願手続

特許願を特許庁に提出します。
これにより出願日が確定します。

特許出願が特許庁に係属

特許願の提出により特許出願が特許庁に係属します。
18ヶ月後に出願が公開されます。
審査請求を希望する場合は出願から3年以内が期限となります。

⑧ 出願後のガイダンス

以下の項目に関する簡単なガイダンス
・出願後の流れ
・出願によって出願人（依頼者）が得られる法的地位
・審査請求の考え方
・優先権について